

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

電話番号 （ ） ー

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金事前協議書

標題の補助金について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事前協議します。

記

補助事業の種類	
補助事業の対象となる建築物の所在地	大阪市
火災安全対策改修の区分	
対象者要件	☐ 火災安全対策改修を行う建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、区分所有者及び補助事業を行うことについて総会決議等をした管理組合等を含む。）又は賃借人 ☐ 管理組合等以外の者にあつては、大阪市内に住所を有することによって課税される市税（市民税又は法人市民税並びに補助事業の対象となる建築物の固定資産税及び都市計画税）を滞納していない者 ☐ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではない者 ☐ 反社会的勢力と自ら若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係又は反社会的勢力に対して資金等を提供するなど反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している関係を有しない者 ☐ 補助事業の対象となる経費に関し、本制度又は他の制度による補助金（本市以外が交付するものを含む。以下同じ。）の交付を受けておらず、かつ、他の制度による補助金の交付を受ける予定のないものである

対象事業要件	☐ 対象となる建築物は、大阪市内に存するものである ☐ 対象となる建築物は、国、地方公共団体が所有するもの、又は国、地方公共団体の設立、出資に係る法人が所有するものでない ☐ 対象となる建築物は、検査済証の交付を受けている ☐ 対象となる建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項若しくは第 10 条第 3 項若しくは第 4 項又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項に規定する措置が命じられていない ☐ 対象となる建築物の用途は住宅以外の用途である ☐ 3 階以上の建築物である ☐ 次のいずれかの要件に該当する (1)直通階段が 1 つである建築物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 121 条第 1 項に規定する基準に適合しない建築物に限る。） (2)直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物（施行令第 112 条第 11 項に規定する基準に適合しない建築物に限る。） ☐ 火災安全対策改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即し、当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となる ☐ 火災安全対策改修に関する設計に係る事業にあつては、対象となる建築物が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物である場合は一級建築士が、対象となる建築物が同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物である場合は一級建築士又は二級建築士が設計するものである ☐ 火災安全対策改修モデル補助事業にあつては、大阪市既存建築物火災安全対策改修推進会議の意見を踏まえ、モデルとなる取組であるとして市長が選定したもの ☐ 火災安全対策改修モデル補助事業にあつては、令和 7 年度末までに工事着手するもの
--------	---

添付書類	
連絡担当者※	氏 名 電話番号

※申請者以外が連絡担当者となる場合に記入してください。併せて委任状を添付してください。

大阪市記入欄			
事前協議済み年月日	年 月 日	事前協議番号	第 号

※事前協議後、本協議書の写しの交付をもって当該補助金の交付を確約するものではなく、補助金の交付を受けるにあたっては、設計や工事を始める前、及び事業期間中の各年度の工事着手前に、補助金の交付申請を行う必要があります。

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付申請書

標題の補助金について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 8 条
の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助事業の種類		
補助事業の対象となる 建築物の所在地	大阪市	
火災安全対策改修の 区分		
補助事業の 目的及び内容		
補助事業の予定期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
交付を受けようとする 補助金の額（※）	金 円	
算出基礎		
添付書類		

（※）改修計画書（費用）の交付申請額を記入してください。

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった補助金については、下記のとおり交付することとしたので、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

記

補助事業の種類	
補助事業の 対象となる 建築物の所在地	大阪市
火災安全対策改修 の区分	
補助金の交付額	金 円
補助金の交付条件	(1) 補助事業の内容等、経費の配分又は事業計画の変更（要綱第 11 条第 5 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類の確認その他の物件の検査をさせ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。 (5) 補助事業者が補助事業の対象となる建築物の所有者であって当該建築物に賃借人がいる場合は、当該賃借人に対して火災安全改修ガイドラインの周知を図ること。 (6) その他、大阪市補助金等交付規則及び要綱の規定を遵守すること。

※本通知内容（交付条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができます。

第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった補助金については、下記のとおり
交付しないこととしたので、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 9
条第 3 項の規定に基づき、通知します。

記

補助事業の種類	
補助事業の対象となる 建築物の所在地	大阪市
火災安全対策改修の 区分	
交付しない理由	

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定の通知を受
けた補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 11 条第
1 項の規定に基づき、下記のとおり内容の変更の承認を申請します。

記

変更する内容					
変更する理由					
補助事業の予定期間	着手予定年月日	(変更前)	年	月	日
		(変更後)	年	月	日
	完了予定年月日	(変更前)	年	月	日
		(変更後)	年	月	日
補助金の額（※）	(変更前)		円		
	(変更後)		円		
算出基礎					
添付書類					

（※）改修計画書（費用）の交付申請額を記入してください。

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあっては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金 中止・廃止 承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定の通知を受
けた補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 11 条第
1 項の規定に基づき、下記の理由により 中止・廃止 の承認を申請します。

記

中止・廃止 の理由	
-----------	--

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金変更承認通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助事業については、下記のとおり変更を承認することとしたので、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

記

補助金の交付額	金 円
承認する変更内容	
補助金の交付条件	(1) 補助事業の内容等、経費の配分又は事業計画の変更（要綱第 11 条第 5 項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類の確認その他の物件の検査をさせ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。 (5) 補助事業者が補助事業の対象となる建築物の所有者であって当該建築物に賃借人がいる場合は、当該賃借人に対して火災安全改修ガイドラインの周知を図ること。 (6) その他、大阪市補助金等交付規則及び要綱の規定を遵守すること。

※本通知内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができます。

第 8 号様式（第 11 条関係）

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金 中止・廃止 承認通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助事業については、中止・廃止 を承認することとしたので、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金 変更・中止・廃止 不承認通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助事業については、下記の理由により 変更・中止・廃止 を承認しないこととしたので、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

記

変更・中止・廃止 を承認しない理由	
----------------------	--

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金 軽微な変更届出書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定の通知を受
けた補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 11 条第
6 項の規定に基づき、下記のとおり変更の内容を届け出ます。

記

軽微な変更の内容	
----------	--

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定の通知を受け
た補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 12 条の規
定に基づき、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取下げの理由	
--------	--

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金事情変更による取消・変更 通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり 取消・変更 することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき、通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

記

取消・変更 の内容	
取消・変更 の理由	

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定の通知を受
けた補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 16 条第
1 項の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

補助事業の実施期間	着手日（契約日）	年 月 日
	完了日（支払日）	年 月 日
火災安全改修ガイド ラインの周知	☐ 補助事業対象建築物の賃借人へ火災安全改修ガイドライ ンについて周知済	
添付書類	・完了実績を示す図書 ・改修工事に係る補助事業である場合は、工事の施工前後の状況がわか る写真（件名、撮影部位及び撮影日付を記入した黒板（白板）を写し 込んだもの） ・経費の内訳（改修設計費用及び改修工事費用の額並びに改修工事費用 に係る火災安全対策改修の区分ごとの内訳をいう。）を記載した書類 ・当該補助事業に係る契約書及び領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類（ ）	

第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助事業については、下記のとおり補助金額を確定したので、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 17 条の規定に基づき、通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

記

確定補助金額	金 円
--------	-----

第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付決定等取消通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により取り消したので、同条第 3 項の規定に基づき、通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

記

取消しの理由	
--------	--

年 月 日

大阪市長

（申請者が法人その他の団体の場合にあっては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所
氏 名

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付請求書

年 月 日付け第 号にて補助金額の確定の通知を受けた補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

記

補助金の請求金額	金 円
----------	-----

☐ 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号										指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☐ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フリガナ 口座名義			

本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）		執行主管コード		支出命令番号	
業務区分	☐ 歳 出	☐ 歳 入	☐ 歳計外	☐ 基 金	

年 月 日

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金代理請求及び代理受領委任状

私は、 年 月 日付け 第 号にて補助金額の確定の通知
を受けた補助金（金 _____ 円）に係る請求及び受領について、次
のとおり委任します。

記

委任者（補助事業者）

（委任者が法人その他の団体の場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所
氏 名

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（火災安全対策改修を行った工事業者等）

（受任者が法人その他の団体の場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所
氏 名

年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修実施建築物譲渡等承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定の通知を受けた補助事業について、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱第 23 条第 1 項に基づき、下記のとおり 譲渡 ・ 交換 ・ 貸し付け ・ 担保 ・ 取り壊し の承認を申請します。

記

譲渡等の種類	
添付書類	☐ 大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付決定通知書の写し ☐ その他市長が必要と認める書類

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修実施建築物譲渡等承認通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助事業について、下記のとおり承認することとしたので、大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 23 条第 3 項に基づき通知します。

本通知書を含む要綱第 21 条に規定する書類は、通知を受けた日から 10 年間の保存を行ってください。

記

処分承認の条件	
---------	--